

若桜町長 矢部 康樹 様

若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原 重明

同 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和元年9月26日(木)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 にぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) 商工業関係について
 - 特産品(商品)の販売促進方法について
 - 今年度住宅改修事業の実績(改修場所等内訳含む)について
 - 旧戸倉トンネルの活用状況について
 - (2) 観光事業関係について
 - 負担金、補助金により今年度前半に実施された事業状況とその課題等について
 - 駅前開発の進捗状況について
 - (3) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 事務事業が関係法令等に準拠し、その執行が経済的及び効率的に行われているかに主眼をおき、関係課長等から資料の提出、説明を求め実施した。
- 5 監査の結果
 - (1) 商工業関係について、特に指摘事項なし。
 - (2) 観光事業関係について、観光資源の整備は、関連する組織や団体と連携し、誘客に向けた取り組みが必要と考える。事業の進捗状

況、実績等については指摘事項なし。

また、若桜城址への観光客は確実に増加していると推察できることから、案内板の設置や改修、登山道の整備をはじめとする危険防止策が課題と考える。教育委員会、にぎわい創出課などの関係課が一丸となり、協力して対応されたい。

(3) その他、所管に関することについては、特に指摘事項なし。

以 上